平成２２年（フ）第９７９５号
東京都足立区鹿浜４丁目21―11―201
債務者　東條　圭美（旧姓小牧）
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７９８号
東京都足立区加賀２丁目１―１―205
債務者　佐藤　知広
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８０６号
神奈川県横浜市港北区大曽根１丁目25―19―ＳＨ102
債務者　吉原　麻理
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８０７号
千葉県柏市豊住４丁目１―20―203
債務者　佐々野靖利
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８０８号
東京都江戸川区臨海町５丁目１―２―407
債務者　上杉　　誠
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８２６号
東京都板橋区南常盤台１丁目35―８　五十嵐方302
債務者　島本　　孝
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８３０号
東京都足立区綾瀬２丁目３―６　第２さつきハイツ１号
債務者　三井　和江
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８３６号
東京都新宿区高田馬場２―６―10―201、住民票上の住所東京都杉並区下井草５丁目15―６―103
債務者　吉田　大介
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８３７号
東京都町田市鶴間646―１―208
債務者　池田　弘美
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８４０号
東京都足立区中川２丁目７―５―301
債務者　戸村いち子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８４１号
東京都台東区浅草５丁目17―９
債務者　杉村　貴紀
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８４８号
東京都港区六本木３丁目16―23―401
債務者　川合　太郎
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８５５号
東京都練馬区光が丘２丁目４―10―134
債務者　森垣　廣美
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８５６号
埼玉県草加市旭町４丁目１―３―102
債務者　内海　五夫
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８７１号
東京都新宿区三栄町23―３―314
債務者　中川　由紀
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８８９号
東京都北区滝野川２丁目19―７
債務者　小野瀬朋美
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部